

管理・運営の考え方について

1. これまでの検討委員会等でいただいたご意見

(1) 公園全体の管理運営

- 朝霞の森方式を参考にした市民中心の維持管理。(市民、関係機関等からの提案・ニーズ)
- ソフトの面も同時に立ち上げるという意見に賛同する。公園ができたときに運用もうまくいくようにしてほしい。(第3回検討委員会)

(2) シンボルロードの管理運営

- 供用開始前に市民中心に維持管理等について協議を開始する組織体の立ち上げを行う。
(パブリックコメント)
- シンボルロードと周辺を一体的にエリアマネジメントするような行政と市民の組織を提言できるとよい。(第2回検討委員会)
- 広場等の管理・運営を担当する窓口を一本化し、利用のルールを定めることが非常に重要。実際の利活用までを見据えたプログラミングが必要ではないか。(第1回専門部会)
- 行政主体の整備スケジュールとは別に、並行して市民といっしょに取り組むプログラムのスケジュールを考えていただきたい。(第1回専門部会)
- シンボルロードのハード整備は具体化された印象だが、ソフト部分がまだ進んでいない。計画をきっかけに市役所の中でチームをつくる気持ちで検討していただきたい。(第3回検討委員会)
- カフェの社会実験を仮設で実施してみるなど、アクティビティの提案もプランニングが必要である。2020年までに市民活動をどう育てていくのかを含めたプロセスプランニングを提案、もしくは市民協働でつくっていくことが必要である。(第3回検討委員会)

2. 管理・運営の考え方に関する検討方針

○基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」における市民参加・協働の一連のプロセスを踏まえ、市民等を交えて供用開始前の段階から利用方針、ルール等を検討し、供用開始後も市民等が主体的に管理・運営を担っていく「使いながらつくる、つくりながら考える」方式を公園・シンボルロードの管理運営においても展開していくことを基本とする。

※ただし、諸事情により市民等が主体的に管理・運営を担うことが困難な場合には、市民等の意見を聴きながら、他の都市公園等と同様に市の直営による管理・運営や指定管理者制度の導入等を検討する。

○シンボルロードの第1期整備に着手する平成30年度以降、すみやかにシンボルロードの第1期整備区域の管理運営について市民等の意見を伺う組織体を発足させ、組織体の設置、展開、機運を盛り上げるための実験的取組の実施等のロードマップを公園・シンボルロード整備基本計画に盛り込む。

○民間活力を活かした施設の設置、管理の考え方を公園・シンボルロード整備基本計画に盛り込む。

○組織体の具体的なあり方については、朝霞の森におけるこれまでの実績、課題等を踏まえて、次回（第6回）検討委員会に提示する。

【参考事例①】南池袋公園をよくする会（東京都豊島区）

～カフェレストラン事業と地域の連携による公園と地域の活性化～

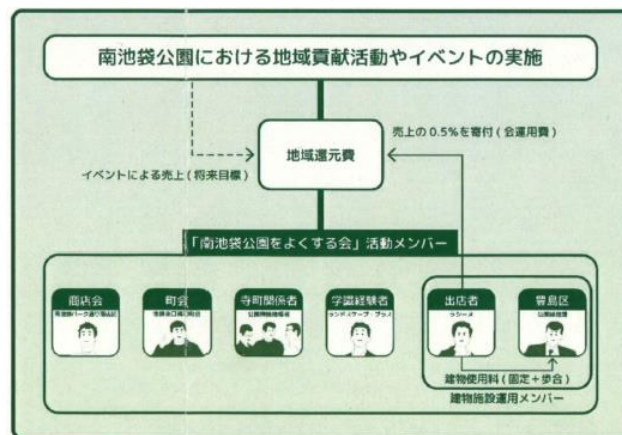
①背景・目的

○豊島区南池袋公園では、公園の再整備にあたり、地元住民の参加による持続可能な公園運営、公園をまちの賑わい創出につなげていくため、再整備にあたって意見聴取を行った地権者、地元の関係団体等を中心に公園の運営組織「南池袋公園をよくする会」（以下、「よくする会」という。）を発足。



②よくする会の体制

- 公園周辺街区の地権者（主に公園に隣接する寺院関係者）、団体（商店会、町会）、学識経験者等を中心に構成。
- 特徴の一つとして、公園内のレストランカフェを運営する民間事業者が構成員となっており、公園全体の管理運営に協力。
- 豊島区とカフェ運営事業者の間で締結した協定に基づき、事業者が売上の0.5%を地域還元費として「よくする会」に寄付、会の運営財源に充てられている。



（出典：豊島区資料）

③主な活動内容

○公園の管理運営を行うと同時に、公園を拠点にした地域活性化の活動を展開。

活動例) 公園内の芝生育成管理支援活動

公園内及び周辺における環境美化活動（ごみ拾い等）

地域活性化に資する活動（イベントの開催、イベント時の商店街へのフラッグ掲出等）

【参考事例②】企業とNPOが連携した公園管理（八王子市長池公園）

～地域のコミュニティ形成の拠点となる公園づくり～

①背景・目的

- 住民のほとんどが地域外から転居してきたニュータウン地区において、顔の見えるコミュニティの形成を目標とした活動が始まり、平成 11 年に NPO 法人フュージョン長池が発足。
- NPO 法人フュージョン長池は、平成 13 年に、長池公園自然館を管理運営を市から受託。
- その後、公園全体に指定管理者制度を導入することとなり、NPO 法人フュージョン長池と民間企業 2 社の連合体としての「フュージョン長池公園」が指定管理者として市から受託（～平成 28 年度）。

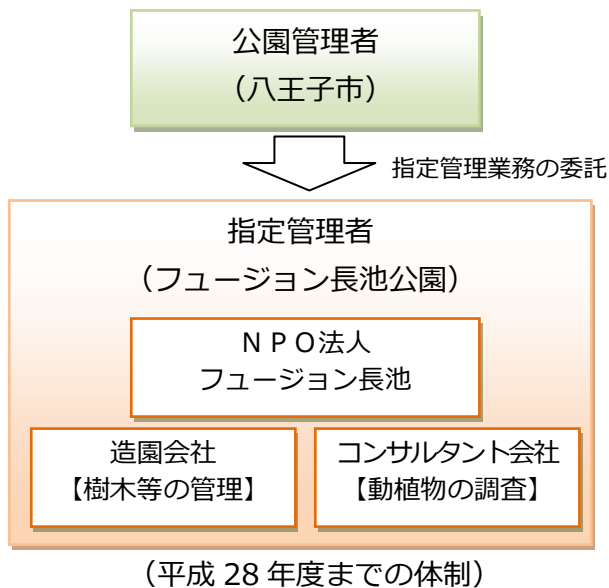


長池公園
(出典：長池公園HP)

※平成 29 年度からは、地区別に公園・緑地を一括管理する指定管理者制度の導入に伴い、NPO 法人フュージョン長池と民間企業 3 社による「ひとまちみどり由木」が長池公園を含む複数の公園の指定管理者となっている。

②管理運営体制（～平成 28 年度）

- 自然館を中心とする公園内の施設運営全般と公園内で開催されるイベントの企画運営を、主に特定非営利活動法人 NPO フュージョン長池が担当。
- 樹木等の管理を造園会社、動植物の調査をコンサルタント会社が担当し、三者が協力して指定管理者としての業務を遂行。



③主な活動内容（NPO 法人フュージョン長池）

- 公園内の「自然館」を拠点に、アロマテラピー教室、書道教室、植物勉強会、色鉛筆画教室などの様々な体験教室を開催。
- 公園内のボランティア活動のマネジメント（ボランティア団体と指定管理者の個々のやり取りにより、活動を推進）。

【参考事例③】古河総合公園づくり円卓会議（茨城県古河市）

～担い手、公園管理者が対等の立場で協力する話し合いと活動の場づくり～

①背景・目的

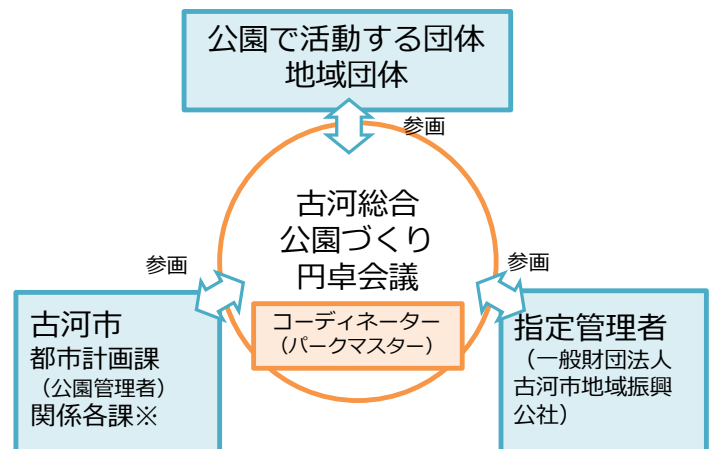
- 古河総合公園では、利用者の利害対立の調整の場をつくるとともに、公園を公的インフラとして高度に活用（マネジメント）していくため、パークマネジメントの中核を担う人材を据える「パークマスター制度」を平成 11 年に創設。
- パークマスターのコーディネートのもと、公園づくりをともに考え、実践する場として、公園に関わる団体や組織が対等の立場で参画する「古河総合公園づくり円卓会議」を平成 15 年 7 月に開設。



古河総合公園
(出典：古河総合公園公式サイト)

②古河総合公園づくり円卓会議の体制

- 公園を活用する市民団体・市民、指定管理者（古河市地域振興公社）、行政（古河市）が対等の立場で参画。
- 現在は、指定管理者がパークマスターの役割を兼ね、会議運営をコーディネート。



※関係各課は、所管するイベントの開催時等、必要がある場合に参加

③主な活動内容

ア) 公園づくりに関する意見交換

- 公園管理者による新たな施設の整備、外部からの施設等の寄付の申出、外部団体が主催するイベントの計画、園内で活動する団体の活動計画等に対し、公園の全体計画との整合、景観形成上の問題点の有無、利用者への影響等を審議し、課題のある場合は改善策を提案。

- 公園の利用ルール、マナー向上、活性化等について検討。

イ) 地域と連携した公園の活性化に関わる活動の推進

- 円卓会議の参加団体と、地域の関係団体（茶業組合等）が連携して毎年 5 月に新茶まつりを開催。